

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正について  
—開示に関する諸規則の整備—

I. 改正の目的

本協会が定める投資信託の運営に係る諸規則等に関して、これまでに業界内外から幅広く寄せられたご意見のうち、開示に関わる諸規則等について、本協会自主規制委員会下の開示専門委員会において、対応すべき各課題について規則改正等の検討を行ってきたところである。

今般、以下Ⅱ.に掲げる(1)～(4)の課題について、成案が得られたことから、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

Ⅱ. 主な改正の内容

(1) 運用報告書における参考指数の表示について

運用報告書にベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数）を表示するに当たり、委託会社が適切でないと判断した場合はその理由を表示することを明確化するなど規定を整備する。

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」  
第3条第1項第1号、第2号、第3号の改正  
第3条の3第1項第1号の改正  
「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」  
別表1、2(1)ロの改正  
別表1-2、2(1)ロの改正

(2) 有価証券届出書等の有効期間について

「投資信託財産の計算に関する規則」（平成十二年総理府令第百三十三号）において、設定後最初の計算期間は二年未満とすることが認められていることから、新たに設定する投資信託の有価証券届出書及び目論見書については、その有効期間を有価証券届出書の効力発生日から24ヵ月以内とする。

「投資信託等正会員の業務運営等に関する規則」  
第7条の改正

(3) 交付目論見書記載事項について

現行規定の明確化の観点から、「商品内容に関して重大な変更」を「投資信託約款の内容の重大な変更」に改める。

「交付目論見書の作成に関する規則」

## 第2条第1項第10号の改正

### (4) 適時開示に関する条文の但し書きについて

新たに設定する投資信託の最初の月次レポートについて、設定から1か月に満たない場合等を考慮した但し書きを定める。

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」

第18条第2項の改正

### III.. 実施の時期

2026年5月20日から実施する。

ただし、「交付目論見書の作成に関する規則」第2条第1項第10号の改正については、2026年9月1日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。

以 上